

令和4年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	条例
議案番号	議案第4号	議案名	琴浦町下水道事業審議会条例の制定について		
目的	琴浦町下水道事業の経営に関する重要事項を調査審議するため、下水道事業審議会を設置し、その必要事項を定めた条例を制定し、併せて関係条例の改正を一括して行うもの。				
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 目的 本町の下水道事業を円滑に運営するため、経営に関する重要事項を調査審議することを目的とする。</p> <p>(2) 所掌事務 町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し答申する。</p> <p>① 下水道事業の使用料に関すること ② 下水道受益者負担金及び分担金に関すること ③ 下水道事業の管理運営に関すること ④ その他必要事項</p> <p>(3) 組織 委員7人以内で組織する。 審議会委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>① 学識経験者 ② 下水道使用者 ③ その他必要と認める者</p> <p>任期は2年とする。</p> <p>2 琴浦町附属機関条例の一部改正 下水道事業審議会の設置に伴い、琴浦町附属機関条例へ下水道事業審議会を追加する。</p>				
補足事項	施行期日 令和4年4月1日				